

仙台市火薬類取締法審査基準・標準処理期間・処分基準

(令和7年3月31日消防局長決裁)

第1 総則

1 目的

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく仙台市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、同法第6条の規定による標準処理期間及び同法第12条第1項の規定による不利益処分の基準を定めることによって、公正の確保と透明性を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 標準処理期間

標準処理期間には、仙台市の休日を定める条例（平成元年9月22日仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する市の休日は含まないものとする。